

## 島田市立図書館における弁償を要する図書館資料の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、島田市立図書館における図書館資料の弁償に関する取扱要綱(平成30年3月1日施行)に基づき、島田市立図書館が所蔵する図書館資料の弁償の取扱いについて、弁償を求める基準を定めるものとする。

(弁償の判断)

第2条 弁償に該当するか否かの判断は、次条に基づいて、複数の職員の判断によるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、弁償対象としないことができる。

- (1) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられるとき。
- (2) 修復可能で利用に問題がないとき。
- (3) 弁償に該当しないと島田市教育委員会が判断するとき。

3 相互貸借又は協力貸出の借用資料については、貸与した図書館の基準に従うものとする。

(弁償を要する資料損傷の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、弁償対象とする。

(1) 印刷資料(視聴覚資料に附属するものを含む。)

|   | 対象            | 状態   | 範囲  |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 水濡れ(雨、結露等による) | (1) 波打ち、ページに歪み等、形状が変わったとき。                   | 波打ち部分が天、地若しくは小口のいずれかの面積の2分の1以上又は歪みが顕著なとき。   |
|   |               | (2) 色がついたとき又は変色したとき。                         | 汚破し、又は破損した部分(以下「汚破損部分」という。)の範囲に関係なく弁償対象とする。 |
|   |               | (3) カビが発生したとき。                               |   |
|   |               | (4) 濡れて乾いた後、ページが接着したとき。                      |   |
| 2 | 汚れ、染み、食べかす等   | (1) 飲食物により染み等の汚れが付着しているとき。                   | 汚れが複数のページに及ぶとき、又は絵や写真、文字等が判読できないとき。         |
|   |               | (2) 血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着しているとき。 | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。                       |
|   |               | (3) たばこ等による焦げ跡が残ったとき。                        |   |

|   |                           |  |   |
|---|---------------------------|--|---|
|   |                           | (4) 汚れ等の付着により、ページが接着したとき、及び接着面を剥がしたことによりページが欠損したとき。  |   |
| 3 | 書き込み（落書き、線引き、○印等）         | <p>(1) マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー、墨、絵の具等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがあるとき。</p> <p>(2) 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出る時。</p> <p>(3) 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより、絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損したとき。</p> | <p>書き込みの長さが5 cm以下のときは、弁償免除とする。5 cm以下で複数箇所あるときは、その合計で判断するものとする。ただし、5 cm以下の場合でも絵や写真、文字等が判読できないときは弁償対象とする。</p> <p>弁償対象とする。</p> |
| 4 | 資料のページ破れ（破れた部分が残っているとき。）  | 修理しても判読に支障が出る時。  | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。   |
| 5 | 資料のページの一部欠落（欠落した部分がないとき。） | 部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落したとき。   | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。   |
| 6 | 資料のページ全体の欠落               | 1 ページを丸ごと切り取り又は破れてページが無いとき。（目次又は奥付けページの欠落を含む。）   | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。   |
| 7 | 折り癖等                      | (1) 折りを直しても、資料の形状が変わるほど膨らんでしまうとき。  | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。   |

|    |                           |  |  |
|----|---------------------------|--|--|
|    |                           | (2) 利用及び保存に差し支える程度にしわが寄っているとき。                               |  |
|    |                           | (3) ゼムクリップ等で挟むことによりページに歪み等、形状が変わったとき。                        | 歪みが顕著なときは弁償対象とする。  |
| 8  | 噛み（咬み）跡                   | (1) 人、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じて破損したとき。                            | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。  |
|    |                           | (2) 人、ペット等が噛んだため、衛生上問題があると判断されたとき。                           |  |
| 9  | 異物の挟み込み等                  | 毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれた状態で、異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っているとき（2に準じるとき。）。 | 2に準じる。   |
| 10 | におい、べたつき等                 | (1) たばこ、香水等の臭いが取れないとき。                                       | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。  |
|    |                           | (2) 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障があるとき。               |  |
| 11 | 表紙の損傷（ビニールコートの傷、焦げ跡、穴開き等） | (1) ビニールコート（ブッカー）の下（表紙、本体）まで損傷しているとき。                        | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。  |
|    |                           | (2) たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついたとき。                                   |  |
| 12 | 型紙、地図その他資料の付録             | (1) 紛失又は一部欠落により、使用に支障があるとき。                                  | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。図書館資料本体は、弁償後に弁償者から申し出がある場合には、無償で譲渡することができる。 |
|    |                           | (2) ルレットによる損傷、チャコペン等による書き込みがあるとき。                            |  |
|    |                           | (3) 1から10までの基準に基づき、弁償が必要と判                                   | 弁償対象とする。図書館資料本体は、弁償後に弁   |

|    |             |   |   |
|----|-------------|---|---|
|    |             | 断されたとき。   | 償者から申し出がある場合には、無償で譲渡することができる。                                   |
| 13 | CD等の電子付録    | (1) 破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が正常な状態でないとき。<br>(2) 再生機器で再生できない状態になったとき。<br>(3) 再生の際に機器に故障が生じるおそれがあるとき。<br>(4) 3に準じる状態であるとき。 | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。図書館資料本体は、弁償後に償者から申し出がある場合には、無償で譲渡することができる。 |
| 14 | ICタグ、本のケース類 | ICタグ、本のケースのみの汚損又は破損については、再生可能かを確認のうえ、嚴重注意とする。   | 範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りではない。                        |
| 15 | 滅失          | 利用者の故意又は過失により滅失したとき。  | 弁償対象とする。  |
| 16 | その他弁償となるとき  | 弁償免除の対象となる軽度な損傷であっても、繰り返したとき。   | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。   |

(2) 視聴覚資料

|   | 対象          | 状態   | 範囲                     |
|---|-------------|--|------------------------|
| 1 | 汚損又は破損      | (1) 破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が元の状態でないとき。<br>(2) 汚損のときは、前号の表に準じる。 | 前号の表に準じる。              |
| 2 | 再生不能        | 再生機器で再生できない状態になったとき。   | 再生不可部分の範囲に関係なく弁償対象とする。 |
| 3 | 機器への影響      | 再生の際に機器の故障が生じるおそれがあるとき。                                      | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。  |
| 4 | 内容の変換       | 元の内容を変換したとき。   | 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。  |
| 5 | 歌詞カード又は解説書類 | 歌詞カード、解説書等付録の汚損、破れ等については前号の表に準じる。                            | 前号の表に準じる。              |

|   |           |   |  |
|---|-----------|---|--|
| 6 | ICタグ、ケース類 | ICタグ、視聴覚資料のケースのみの汚損又は破損については、再生可能かを確認のうえ、嚴重注意とする。 | 範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りではない。 |
| 7 | 滅失        | 利用者の故意又は過失により滅失したとき。                              | 弁償対象とする。                                 |

附 則

この基準は、平成30年3月1日から適用する。